

平成 25 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

大気環境科

大気汚染防止法の規定に基づき、ばい煙発生施設設置工場・事業場の立入検査を、県公害防止条例に基づく立入検査も実施した。また、大気汚染防止法の改正に伴うVOC排出施設設置工場・事業場の立入検査も実施したが、いずれも排出基準違反はなかった。

平成 25 年度工場・事業場立入検査結果

法・条例の区分 項 目	大 気 汚 染 防 止 法				県公害防止条例	
	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	塩 素	硫化水素
調査工場数(件数)	3(3)	3(3)	4(4)	4(4)	1(1)	1(2)

平成 25 年度航空機騒音環境基準監視調査
(県行政検査)

大気環境科

航空機騒音については、国において航空機騒音に係る環境基準を設定しており、県において地域の類型

指定及び騒音の測定評価を行っている。

松山空港周辺については、昭和 59 年 3 月に知事が周辺地域をⅡ類型に指定しており、毎年、空港周辺 4 地点(南吉田, 西垣生, 東垣生, 余戸南)において測定評価を行っている。

平成 25 年度は、全ての地点において環境基準を満たしていた。

航空機騒音環境基準監視調査

調査地点	4地点
測定日数	7日間連続, 4回/年(四季毎)